

○新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例

平成2年4月1日

条例第9号

改正 平成13年3月23日条例第5号

(題名改称)

平成14年6月17日条例第32号

平成15年6月19日条例第39号

平成17年3月24日条例第5号

(設置)

第1条 新宿区情報公開条例(平成13年新宿区条例第5号)による情報公開制度及び新宿区個人情報保護条例(平成17年新宿区条例第5号。以下「個人情報保護条例」という。)による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関として、新宿区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平13条例5・平17条例5・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審議会は、個人情報保護条例の規定により実施機関がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。

- (1) 個人情報保護制度の実施に関する重要事項
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項

2 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、区長に建議することができる。

(平13条例5・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 区議会議員 5人以内
- (3) 区内各種団体の構成員 5人以内
- (4) 区内に居住する者(前3号に掲げる者を除く。) 2人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第6条 審議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することを不相当と認めるときは、この限りでない。

(小委員会)

第8条 審議会は、審議の効率的な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は、第3条に定める委員のうちから、会長が指名する。

(意見聴取等)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係実施機関の職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第10条 前条の規定により審議会に出席した者に対しては、その費用を弁償する。ただし、区から給料の支給を受ける職にある者には、支給しない。

2 費用弁償の種類、額及び算定方法並びに支給方法については、新宿区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例(昭和53年新宿区条例第8号)に定める参考人等の例による。

(平14条例32・追加、平15条例39・一部改正)

(守秘義務)

第11条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平14条例32・旧第10条繰下)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(平14条例32・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年5月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号及び第2項の規定は平成2年10月1日から、附則第2項の規定は公布の日から施行する。

(実施のための準備)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の選任のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 個人情報保護条例附則第6項の規定により廃止前の新宿区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和60年新宿区条例第4号)第17条第4号の規定により、新宿区個人情報保護審議会に諮問した事項であつて、平成2年10月1日において現に答申を受けていないものについては、この条例による審議会に諮問した事項とみ

なす。

附 則(平成13年3月23日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において、新宿区規則で定める日から施行する。

(平成13年8月30日規則第85号により、平成13年10月1日から施行)

(経過措置)

- 11 この条例による改正前の新宿区公文書公開・個人情報保護審議会条例(以下「改正前の審議会条例」という。)第1条の規定により設置された新宿区公文書公開・個人情報保護審議会は、この条例による改正後の新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例(以下「改正後の審議会条例」という。)第1条の規定により設置される新宿区情報公開・個人情報保護審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 12 改正前の審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された委員で、この条例の施行の日において引き続き委員であるものは、改正後の審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合における委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、改正前の審議会条例第3条第2項の規定による任期の残任期間とする。

附 則(平成14年6月17日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月19日条例第39号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。